

令和8年度

市民税
県民税
森林環境税

特別徴収のしおり

野々市市 総務部税務課

〒921-8510

石川県野々市市三納一丁目1番地

税額通知の内容、納税義務者の異動、特別徴収義務者の所在地等の変更について

住民税係 TEL (076) 227-6036 (直通)

納入方法、納入額の誤り、退職所得に係る特別徴収の取り扱い、納期の特例について

納税係 TEL (076) 227-6041 (直通)

FAX (076) 227-6255

《 目 次 》

■ 添付書類について	1 頁
■ 特別徴収について	1 頁
■ 特別徴収税額の納入について	1 頁
■ 異動（退職・休職・転勤等）の届出について	2 頁
■ 納期限までに税金が納入されない場合について	3 頁
■ 特別徴収税額の通知書に記載された事項について不服があるとき	3 頁
■ 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について	3 頁
■ 納入書の記入及び取り扱いについて	4 頁
■ (株)ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	7 頁
■ 市民税・県民税・森林環境税の課税について	8 頁
■ 特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（様式1）について	12 頁
■ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書（様式2）について	12 頁
■ eLTAX（エルタックス）の利用について	13 頁

特別徴収義務者 様

石川県野々市市長

平素より市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収事務につきまして、格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額を別紙税額通知書のとおり決定いたしましたので、この「しおり」の内容をご参照のうえ、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

添付書類について

- 1 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
特別徴収義務者(事業所)で保管してください。
- 2 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)
切り離して、納税義務者(従業員)に直接お渡しください。
※e L T A X(エルタックス:地方税ポータルシステム)を利用し、電子データで受け取りを希望した場合、同封されることはありません。

【お願い】

特別徴収税額の通知書(納税義務者用)には、個人の所得や控除内容等が記載されています。

この通知書は直接本人に交付していただき、第三者の目に触れることがないように慎重に取り扱っていただきますようお願いいたします。

- 3 特別徴収に係る市民税・県民税・森林環境税納入書
特別徴収税額の納入に使用してください。(納入書不要の連絡を受けている特別徴収義務者(事業所)には送付していません。必要な場合は、税務課住民税係 TEL 076-227-6036 までご連絡ください。)
- 4 (株)ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書(綴込み)
特別徴収税額の納入に石川県、富山県、福井県以外の(株)ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合、(株)ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。
- 5 特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(様式1)(綴込み)
納税義務者(従業員)が退職・転勤・就職等された場合、税務課に提出してください。
- 6 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書(様式2)(綴込み)
特別徴収義務者(事業所)の所在地や名称等に変更があった場合、税務課に提出してください。

特別徴収について

1 特別徴収

市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収とは、給与の支払者(特別徴収義務者)が毎月給与等を支払う際に、納税義務者(従業員)が納めるべき市民税、県民税及び森林環境税を徴収して市に納入していただく制度です。

1年間の税額を6月から翌年5月までの12回に分けて給与から天引きします。

2 特別徴収する範囲

前年中に給与所得があり、4月1日現在において引き続き給与の支払を受けている人に対しては、原則として特別徴収の方法により市民税、県民税及び森林環境税を徴収することになっています。

3 特別徴収義務者の指定

特別徴収の方法により市民税、県民税及び森林環境税を徴収されることとなる給与所得者に対し、4月1日現在において給与等の支払をしている所得税法第183条第1項の源泉徴収義務者を、地方税法第321条の4第1項及び野々市市条例第38条第1項の規定により特別徴収義務者として指定します。

4 特別徴収税額の通知書

(1) 特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)

この通知書は、特別徴収義務者に指定するとともに、納税義務者(従業員)から徴収していただく月割額及び合計額を記載してあります。

(2) 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)

この通知書は、納税義務者(従業員)に市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を通知するためのものですから、切り離して、納税義務者(従業員)に直接お渡しください。

特別徴収税額の納入について

1 納税義務者からの徴収(特別徴収していただく税額)

特別徴収税額の通知書に記載された月割額を、6月から翌年5月まで、毎月の給与等を支払う際に徴収してください。

※税額に変更があった場合

退職・転勤・一括徴収等で異動届出書が提出された場合又は税額に変更があった場合は、「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、最新の通知書に記載された税額を納入してください。また、その後の異動により納入金額と相違があるときは、直ちに異動届出書を提出してください。

2 納期限

納期限は、月割額を徴収した翌月の10日(土曜日・日曜日・祝日に当たる場合はこれら休日の翌日)です。

3 納入の方法(次のいずれかの方法で納入していただきます)

(1) 地方税共通納税システム

各納税義務者(従業員)から徴収した月割額の合計額を、全地方公共団体へ一括して電子納税することができます。利用方法については、e L T A X ホームページをご覧ください。

(2) 納入書

同封してあります「納入書」で納入してください。

なお、「納入書」の納入金額(2)欄には、「給与分(一括徴収分を含む)・退職所得分」があります。

「給与分(一括徴収分を含む)」欄は、税額に変更があった場合に使用する欄です。(当初の「特別徴収税額の通知書」の月割額の合計額は、納入金額(1)欄に印刷してあります。)

「退職所得分」の欄は、退職手当等に係る市民税・県民税を退職手当等の支払の際に徴収して納入していただくときに使用する欄です。

納入書の使用に当たっては、本書4ページの「納入書の記入及び取り扱いについて」を参照してください。

4 納入場所(納入書を使用する場合)

納入書を使用する場合、市民税、県民税及び森林環境税の納入については、次の納入場所に納めてください。

なお、石川県、富山県、福井県以外の(株)ゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、本書7ページの「(株)ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」を(株)ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

納 入 場 所	
野々市市指定金融機関 (株)北國銀行 (総括店 野々市支店)	
野々市市収納代理金融機関 (株)北陸銀行 (株)福井銀行 金沢信用金庫 のと共栄信用金庫 はくさん信用金庫 興能信用金庫 北陸労働金庫 野々市農業協同組合 上記金融機関の本店及び各支店で納入することができます。	
(株)ゆうちょ銀行・郵便局(石川県、富山県、福井県)	

5 納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満の特別徴収義務者(事業所)は、申請により納期の特例の承認を受けた場合に限り、徴収した税額を年2回に分けて納入することができます。

6月分から11月分まで	納期限	令和8年12月10日
12月分から5月分まで	納期限	令和9年6月10日

なお、年度の途中で承認を受けた場合は、承認を受けた日の属する月から適用されます。

また、承認を受けた後、給与の支払を受ける人が常時10人以上になったときは、「特別徴収税額の納期の特例取消し届出書」を、速やかに税務課に提出してください。

納期の特例に関するお問い合わせ先
税務課納税係 TEL (076) 227-6041 (直通)

異動(退職・休職・転勤等)の届出について

1 退職・休職・転勤等の場合

納税義務者(従業員)が異動(退職・休職・転勤など)により給与の支払いを受けなくなった場合には、「特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(様式1)」を異動のあった日の翌月10日までに税務課に提出してください。

異動届の提出が遅れますと、異動した納税義務者(従業員)が一度に多額の税額を納めなければならなくなります。また、特別徴収義務者(事業所)についても、異動した納税義務者(従業員)の翌月以降分が未納となり、督促状などが発送されますので、期限までに必ず提出していただきますようお願いいたします。

2 退職者の未徴収税額の一括徴収

納税義務者が退職した場合、給与から差し引くことができなかった税額について、最後に支払われる給与や退職手当等から一括して徴収し、納入していただくことができます。

(1) 退職の日が、6月1日から12月31日までの場合

本人から一括徴収の申し出があるときは、残りの税額を一括徴収してください。

(2) 退職の日が、1月1日から4月30日までの場合

本人からの申し出がなくても残りの税額を一括徴収することが義務付けられています。《地方税法第321条の5第2項》

一括徴収は、5月31日までに支払われる給与・退職手当等から徴収し、納入してください。

納税義務者の退職に際しましては、本人からの申し出がない場合でも、納税義務者の納税の便宜を図るため、一括徴収の方法を勧めさせていただきますようご協力をお願いします。

● 外国籍の従業員が退職した場合のお願い

外国籍の従業員が退職される場合は、帰国することが多いので、積極的に一括徴収をお願いします。退職後、出国される方で、一括徴収しない場合には、納税管理人の選定が必要であることや、納税管理人を選定しない場合は、出国前に未徴収税額を全て納付する必要があることを本人に必ず説明してください。

また、退職した日が1月1日から4月30日の場合は、次年度の住民税についても課税されることが明らかですので、出国される場合は、納税管理人を選定していただくよう必ず説明してください。

3 特別徴収の継続

転勤や退職後の新しい勤務先において、引き続き特別徴収を行う場合は、異動後の勤務先(新たに特別徴収を行う事業所)の名称、住所、連絡先等を必ず記入のうえ、異動届を提出してください。

なお、この場合、旧事業所から新事業所へ、次回からの月割額等を必ず連絡してください。

4 普通徴収への切替

一括徴収又は特別徴収の継続ができない場合は、普通徴収に変更し、納税義務者あてに納税通知書を送付して、残税額を個人で納税していただくことになります。

異動届には、異動後の住所等を詳しく記入してください。

納期限までに税金が納入されない場合について

1 延滞金

納期限までに特別徴収税額を完納されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（当該加算した割合が年14.6%を超える場合には、年14.6%の割合。ただし納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 督促状

納期限までに特別徴収税額を納入されない場合には、督促状が発せられます。

3 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの特別徴収税額が完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

特別徴収税額の通知書に記載された事項について不服があるとき

お送りした特別徴収税額通知書等に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

この特別徴収税額の決定の取消しを求める場合は、前記の審査請求に係る裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収及び納入についてのお問い合わせ先
 特別徴収について 税務課住民税係 TEL (076) 227-6036 (直通)
 納入方法について 税務課納税係 TEL (076) 227-6041 (直通)

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職所得（退職手当等）に係る市民税・県民税の課税については、他の所得と区分して、所得税の場合と同様に退職手当等の支払いの際に特別徴収していただくことになっています。

1 納税義務のある人

退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在野々市市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

2 退職所得に係る市民税・県民税の納入について

退職手当等を支払われる際には、所得税と同様に、市民税・県民税を退職手当等から徴収して、徴収した月の翌月の10日までに、納入書等で納めてください。

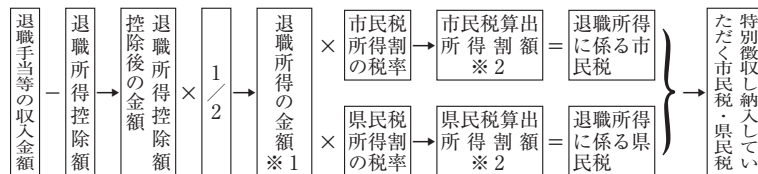
退職手当等に係る市民税・県民税は、給与所得に係る特別徴収税額とあわせて同一の納入書等で納めてください。

なお、納入書の記入に当たっては、必ず納入金額欄の退職所得分の欄に税額を記入し、裏面の納入申告書にも所要事項を記入してください。

3 税額の計算

税額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した金額の2分の1に税率を乗じて算出します。

● 税額の求め方



※1 1,000円未満切り捨て
 ※2 100円未満切り捨て

区分	法人役員等（勤続年数5年以下）	法人役員等以外（勤続年数5年以下）	左記以外
退職所得の金額	支払金額 - 退職所得控除額	支払金額 - 退職所得控除額のうち、300万円以下の部分は2分の1が課税対象、300万円超えの部分は全額課税対象	(支払金額 - 退職所得控除額) × 2分の1
税率	市民税：6%		県民税：4%

(1) 税率

税率	
市民税	6%
県民税	4%

(2) 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数（80万円に満たない場合には、80万円）
20年を超える場合	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

※ 勤続年数に1年未満の端数がある場合は切り上げます。

- ・ 障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、上記の方法により計算した金額に100万円を加算した金額が控除額になります。
- ・ 死亡により支払われる退職手当等については、相続税の対象となりますので退職手当等に係る市民税・県民税は課税されません。

退職所得に係る特別徴収に関するお問い合わせ先
 課税について 税務課住民税係 TEL (076) 227-6036 (直通)
 納入方法について 税務課納税係 TEL (076) 227-6041 (直通)

納入書の記入及び取り扱いについて

特別徴収の納入書は、直接機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

【注意事項】

- 1 納入書は、6月から翌年5月までの12か月分と予備分（2枚）を綴ってあります。
- 2 6月から5月までの12か月分の納入書には、納入すべき金額が「納入金額（1）」欄に印字されていますので、特別徴収税額の決定通知書の納付額に変更がない場合は、そのままご使用ください。
- 3 税額変更や一括徴収、退職所得分の納入等により、納入すべき金額に変更があった場合は、「納入金額（1）」の金額を二重線で消し、「納入金額（2）」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。この場合、「合計額」欄も必ず記入してください。
- 4 退職所得に係る市民税・県民税がある場合は、退職所得分として記入し、納入書裏面の納入申告書にも必要事項を記入してください。
- 5 納入金額を書き損じた場合や納入書が汚損等で使用できなくなった場合は、予備の納入書を使用してください。この場合、「月別 年 月分」欄及び「納期限 年 月 日」欄も忘れずに記入してください。
- 6 納入書に納入すべき金額を記入するときは、記入例にならって数字を記入してください。なお、納入金額の頭部に「¥」記号は記入しないでください。

記入例

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

3 予備の納入書を使用する場合

- 「納入金額(2)」の欄・・・ 給与分(一括徴収分を含む)・退職所得分等の納入すべき金額を該当する欄に記入してください。
(合計額欄も必ず記入してください。)
- 「月別 年 月分」の欄・・・ 徴収月を記入してください。
- 「納期限 年 月 日」の欄・・・ 納期限を記入してください。
- ※「納入金額(1)」の欄には記入しないでください。

石川県 野々市市 市 県 民 税 領収証書 ㊤			石川県 野々市市 市 県 民 税 納入書 ㊤			石川県 野々市市 市 県 民 税 納入済通知書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
172120	00750-1-960091	野々市市会計管理者	172120	00750-1-960091	野々市市会計管理者	172120	00750-1-960091	野々市市会計管理者
月別	前 定 額 号	納入金額(1)	月別	前 定 額 号	納入金額(1)	月別	前 定 額 号	納入金額(1)
令和8年4月分	000025001028	円	令和8年4月分	000025001028	円	令和8年4月分	000025001028	円
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納 入 金 額 給与分 (一括徴収分を含む) 退 職 所得分 延滞金	億 千 百 十 万 千 百 十 円 0000478000	納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納 入 金 額 給与分 (一括徴収分を含む) 退 職 所得分 延滞金	億 千 百 十 万 千 百 十 円 0000478000	納入すべき金額が右の納入 金額(1)の欄の金額と異なる ときは、納入金額(1)の欄を横 線で抹消し、納入金額(2)の欄に 記入してください。	納 入 金 額 給与分 (一括徴収分を含む) 退 職 所得分 延滞金	億 千 百 十 万 千 百 十 円 0000478000
納期限	額 督 促 手 数 料 (2)	円	納期限	額 督 促 手 数 料 (2)	円	納期限	額 督 促 手 数 料 (2)	円
令和8年10月13日	0000000000		令和8年10月13日	0000000000		令和8年10月13日	0000000000	
合計額	合計額	円	合計額	合計額	円	合計額	合計額	円
0000478000	0000478000		0000478000	0000478000		0000478000	0000478000	
(特別徴収義務者) 住 所 〒 921-0000 又は 野々市市〇〇町〇番地 所在地 氏 名 株式会社 〇〇〇〇 又は 名 称 株式会社 〇〇〇〇 様	領 取 日 付 印		(特別徴収義務者) 住 所 〒 921-0000 又は 野々市市〇〇町〇番地 所在地 氏 名 株式会社 〇〇〇〇 又は 名 称 株式会社 〇〇〇〇 様	領 取 日 付 印		(特別徴収義務者) 住 所 〒 921-0000 又は 野々市市〇〇町〇番地 所在地 氏 名 株式会社 〇〇〇〇 又は 名 称 株式会社 〇〇〇〇 様	領 取 日 付 印	
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行・郵便局保管)			上記のとおり通知します。(受付店→北國銀行野々市支店(取りまとめ店)→野々市市(野々市市保管)		

4 納入書に納入金額等を記入するときは、記入例にならって数字を記入してください。

なお、納入金額の頭部に「¥」記号は記入しないでください。

記入例

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(株)ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に石川県、富山県、福井県以外の(株)ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、本市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される(株)ゆうちょ銀行支店名、郵便局名を記入のうえ最初に納入される際、その(株)ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

令和8年5月

(株)ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長 様

野々市市長 栗 貴 章

(株)ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、本市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱店・局に指定したので通知します。

- | | |
|-----------|------------------|
| 1. 認可番号 | 金貯業第141号 |
| 2. 口座番号 | 00750-1-960091 号 |
| 3. 加入者の名称 | 野々市市会計管理者 |
| 4. 取りまとめ局 | 金沢貯金事務センター |

項目	控除額								
地震保険料控除	①地震保険料		②旧長期損害保険料						
	支払保険料	控除額	支払保険料	控除額					
	50,000円以下	支払保険料×1/2	5,000円以下	支払保険料全額					
	50,000円超	25,000円	5,000円超 15,000円以下	支払保険料× 1/2+2,500円					
		15,000円超	10,000円						
①で求めた金額と②で求めた金額の合計額が控除額 (限度額25,000円)									
配偶者控除	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下					
	一般	33万円	22万円	11万円					
	老人 (昭和31年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円					
配偶者特別控除	配偶者の 合計所得	控除額			配偶者の 合計所得	控除額			
		納税者本人の所得金額				納税者本人の所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	16万円	11万円	6万円
	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円					
	障害者控除	普通障害	26万円						
特別障害		30万円							
同居特別障害		53万円							
寡婦・ひとり親控除	寡婦	26万円							
	ひとり親	30万円							
勤労学生控除	26万円								
扶養控除	一般	33万円	平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ 昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ						
	特定	45万円	平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ						
	老人	38万円	昭和31年1月1日以前生まれ						
	同居老親等	45万円	老人扶養親族のうち、直系尊属で同居を常としている人						

特定親族特別控除	特定親族の前年の合計所得金額	控除額
	58万円超95万円以下	45万円
	95万円超100万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	3万円
基礎控除	合計所得金額	基礎控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	適用なし

※ 16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)は、扶養控除の対象とはなりません。が、障害者控除、寡婦・ひとり親控除の判定において扶養親族として扱われます。

(2) 税率

① 市民税・県民税均等割

市民税	県民税
3,000円	1,500円

※ 県民税均等割額のうち500円はいしかわ森林環境税として石川県内の森林環境保全のために使われます。

② 市民税・県民税所得割

課税標準額	税率	
	市民税	県民税
一律	6%	4%

分離譲渡所得等、特殊な計算が行われるものについては、税率が異なります。

③ 森林環境税

森林環境税
1,000円

※ 令和6年度より、国内の森林環境保全や維持管理、また林業を成長産業化させることを目的とした森林環境税(国税)が年額1,000円課税されます。

④ 調整控除

平成18年度税制改正により、所得税から個人住民税への税源移譲が実施され、個人住民税所得割の税率が一律10%（市民税6%・県民税4%）に改正されましたが、所得税と住民税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除に差があるため、同じ所得金額でも課税所得金額は所得税より住民税の方が大きくなります。そのため、人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額からの減額措置が講じられます。ただし、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は、適用されません。

合計課税所得金額	税額から控除される金額
200万円以下の者	次の①と②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%） ① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ② 合計課税所得金額
200万円超の者	①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%） ① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

人的控除額の差

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円		一般	5万円	老人	10万円
寡婦控除	1万円	ひとり親控除	扶養控除	特定	18万円	同居 老親等	13万円
母	5万円						
勤労学生控除	1万円						

⑤ 配当控除

国税において、法人税と所得税の二重課税を排除する趣旨から配当控除の制度が設けられたのと同様に、個人市県民税においても、株式配当等の対象となる配当所得がある場合には一定額が控除されます。

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

⑥ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、(ア)から(イ)を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額。ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附

則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額。

(ア)前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

(イ)前年の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

⑦ 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額

(ア)都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

(イ)住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

(ウ)所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

(エ)特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、(ア)のうち、特例控除の対象となる寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（市民税・県民税所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

⑧ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

特定配当等、特定株式等譲渡所得金額については、特定配当等に係る配当割相当額又は特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割相当額を市民税・県民税所得割額から控除します。

なお、市民税・県民税所得割額から控除することができなかった場合には、控除することができなかった額を還付又は充当します。

区 分	市民税	県民税
配当割額又は 株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（様式1）について

【異動届出書の提出】

納税義務者（従業員）が退職、転勤、その他の事由により、給与の支払いを受けなくなった場合は、異動した月の翌月10日までに必ず異動届出書を提出してください。
なお、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書については、4月15日までに提出してください。

【記載要領】

1 給与支払者（特別徴収義務者）の名称又は氏名、所在地又は住所、特別徴収義務者指定番号、担当者は、必ず記入してください。

2 「(1) 給与所得者の異動内容等」について

- (1) 「給与所得者」欄には、異動のあった納税者の氏名、住所、生年月日、個人番号、受給者番号を記入してください。「異動後の住所」欄は、必ず記入してください。
- (2) 「(ア) 特別徴収税額」欄は、特別徴収年税額を記入してください。
- (3) 「(イ) 徴収済額」欄は、納税者から徴収し、納入すべき月割額の合計額を正確に記入してください。(何月分まで給与天引きしたかを記入してください。)
- (4) 「(ウ) 未徴収税額」欄は、徴収することを要しない月割額の合計額を記入してください。 [(ア) - (イ)]
- (5) 「異動年月日」欄は、異動事由発生の日付を記載し、また、「異動事由」欄は、該当する事由を○で囲んでください。なお、「8 その他」に該当する場合は、具体的な理由を「備考欄」に記入してください。

(6) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により該当事項を○で囲んでください。

「特別徴収継続」・・・新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合。

「一括徴収」・・・退職後、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括して徴収し、納入する場合。

「普通徴収」・・・上記に該当しない場合。(給与所得者が、未徴収税額を直接納付する場合)

「特別徴収開始」・・・就職等により、新たに特別徴収を始める場合。(普通徴収からの切り替えを含む)

3 「(2) 給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合」について

(1) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」で一括徴収とした場合は、所要事項を記入してください。

なお、退職の日が、1月1日から4月30日までの場合、本人からの申し出がなくても未徴収税額を一括徴収することが義務付けられていますのでご注意ください。
また、外国籍の従業員が退職される場合は、帰国することが多いので、積極的に一括徴収をお願いします。

4 「(3) 転勤等による特別徴収継続」について

(1) 転勤や退職後の新しい勤務先において、引き続き特別徴収を行う場合は、新しい給与支払者（特別徴収義務者）の所在地、名称、担当者等を必ず記入してください。

(2) 月割額や徴収月等については、旧勤務先から新勤務先へ必ず連絡してください。

(3) 「受給者番号」欄は、税額通知書（納税義務者用）をeLTAXを利用し電子データでの受取を希望している場合、新しい勤務先において附番された番号（社員番号等）を必ず記入してください。

(4) 「納入書の要否」欄は、初めて野々市市で特別徴収を行う場合にのみ記入してください。既に本年度の納入書を送付している場合、再送付はしません。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書（様式2）について

【変更届出書の提出】

給与支払者（特別徴収義務者）の所在地や名称、電話番号等に変更があった場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

なお、特別徴収義務者が法人の場合、代表者の氏名変更については、この届出書を提出する必要はありません。

※ 特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（様式1）及び特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書（様式2）は、野々市市ホームページ（<https://www.city.nonoichi.lg.jp/>）から様式のダウンロードができます。

エルタックス eLTAX

- ・野々市市では、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）に対応しており、インターネットを利用して申告書等の手続きをすることができます。
- ・eLTAXで給与支払報告書をご提出いただいた事業所（者）様には、税額決定通知書の電子データをeLTAX経由で送付いたします。

eLTAXの利用について

- ・eLTAXは地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。
- ・利用可能な手続きは「給与支払報告書」「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」「地方税共通納税システム」です。
- ・eLTAXのご利用には、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。
- ・無料のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）では、住所、氏名などの項目の自動入力や税額の自動計算など様々な作成支援機能が提供されています。市販されているeLTAX対応の税務・会計ソフトウェアで作成した申告データ等でも申告できます。
- ・ご利用に関してのお手続き等、eLTAXについての詳細はeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



e L T A X の 利 用 時 間 8：30～24：00（土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く。）

※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日にご利用いただけません。

メールによるお問い合わせ eLTAXホームページの「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。

電話によるお問い合わせ 受付時間 9：00～17：00（土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く。）

0570-081459（ヘルプデスク）

03-5521-0019（上記の番号でつながらない場合）

(様式1) 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
給与支払報告

※ 処 理 欄	特 → 普	済月・期	年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
	特 → 特	始月・期	区 分	所得割	均等割	
	普 → 特	リスト	市 民 税			
	一括徴収	確 認	県 民 税			
			4月分・5月分			

野々市市長 宛 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称又は氏名											特別徴収義務者 指 定 番 号			
		所在地又は住所	〒										担 当 者	所 属		
		個人番号又は法人番号												氏 名		
												電話番号	()	-		

(1) 給与所得者の異動内容等

給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
フリガナ		円	月分から 月分まで	円	令和 年 月 日	1 退 職 2 転 勤 3 休 職 4 育 児 休 業 5 死 亡 6 就 職 7 復 職 8 そ の 他 (備考欄に理由を 記入してください)	1 特別徴収継続 ↳ (3)に記載 2 一 括 徴 収 ↳ (2)に記載 3 普 通 徴 収 (本人が納付する) 4 特別徴収開始 (月分より)
氏 名	(旧姓) S・H 年 月 日生		円				
個人番号							
受給者番号							
令和8年 1月1日現在 の住所							
異動後 の住所	(同上・不明)						

(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合

一括徴収の理由	一括徴収した税額は	徴収予定日	一括徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
1 異動が令和8年12月31日までで、本人の申出があったため。 2 異動が令和9年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため。	月分 で納入します。		円

備 考 欄
異動事由で「8 その他」を選択した場合、理由を具体的に記入してください

(3) 転勤等による特別徴収継続

右記新特別徴収義務者へは月割額 円を 月分 から徴収するよう連絡済です。	給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
受給者番号		フリガナ											担 当 者	所 属		
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		代表者の 職 氏 名												氏 名		
1 必要 2 不要		個人番号又は法人番号												電話番号	()	-

「特別徴収」に係る異動届出書は異動のあった月の翌月10日、「給与支払報告」に係る異動届出書は4月15日が提出期限です。(異動があった場合は、速やかに提出くださるようお願いいたします)

(様式2)

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

処理

野々市市長 宛 令和 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 又は住所	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称 又は氏名											担 当 者	所 属	
		代表者の 職 氏 名												氏 名	
		個人番号又 は法人番号													

◎変更があった場合は速やかに提出してください。

事 項	変 更 前	変 更 後																												
フリガナ 所 在 地 又 は 住 所	〒 -	〒 -																												
フリガナ 方 書																														
フリガナ 名 称 又 は 氏 名																														
電 話 番 号	() -	() -																												
個人番号又 は法人番号																														

変更年月日	令和 年 月 日
変更理由	1. 名称変更 2. 所在地変更 3. 合併等による変更 4. 特別徴収事務部署の統合又は分割 5. その他 ()
備 考	

【書類送付先】
書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合は、
下記に記入してください。

送 付 先	フリガナ	
	所 在 地 又 は 住 所	〒
	フリガナ 方 書 (ビル名等)	
	フリガナ 名 称 又 は 氏 名	
	電 話 番 号	() -

※誤読を避けるためフリガナは必ずつけてください。

